

## 春野地域の皆さんへ

春野町との合併に伴い、平成20年度から旧春野町の国民健康保険税制度は廃止され、高知市の国民健康保険制度に統一されます。

旧春野町発行の国民健康保険被保険者証の有効期限は3月31日までです。4月1日から新しい年度の保険証に変わるため、3月下旬に世帯主の方あてに平成20年度の世帯全員の保険証をお送りします。保険証の資格取得日は4月1日になります。

また、旧春野町の国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方については、記号番号が4月1日より変更になるため、新たに高知市が発行する国民健康保険高齢受給者証をお送りします。

【詳】保険医療課資格課係 ☎823 9360

## 「国民健康保険申告書」の提出

国保料は、前年の所得を基礎に計算します。平成20年度の国保料算定のため、次のいずれかに該当する方には、「国民健康保険申告書」

## あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの届出施術所にプレートを配布しています

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうを職業として行うには、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に基づいた国家資格が必要であり、無資格による施術は違法です。

市では、有資格者が届け出をした施術所(出張業務を含む)には、法律に基づく届出施術所である旨を記載したプレートを配布していますので、施術を受ける際には確認してください。

詳しくは地域保健課 ☎822-0577へ



## ■ 小型焼却炉の届け出について ■

### 旧春野町の区域にお住まいの皆さんへ

市では「高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例」により小型焼却炉による廃棄物の焼却を原則として禁止しています。やむを得ず焼却する場合には、基準に適合する小型焼却炉の設置の届け出を義務付けています。

春野町の編入の際、旧春野町の区域において小型焼却炉(春野町の編入の日以後に使用されるものに限る)を設置している者(設置の工事を行っている者を含む)は、3月31日(月)までに条例9条各号に掲げる事項を市長に届け出てください。

#### ▶ 小型焼却炉とは

条例で定める小型焼却炉とは、1時間当たりの焼却能力が50kg未満で、かつ火床面積が0.5㎡未満の廃棄物焼却炉のことを指します。

#### ▶ 小型焼却炉の規制内容

小型焼却炉をお持ちの方には、以下の義務が課せられます。

- ① 市に届け出をすること。
- ② 条例に規定される構造基準・維持管理基準に適合した小型焼却炉を使用すること。

#### 構造基準

空気取入口および煙突の先端以外に開口部(穴、亀裂)等がないこと。  
 必要な空気が供給できる装置(ファンなど)が設置されていること。  
 廃棄物投入口の二重扉化や廃棄物の連続投入装置が設置されていること。  
 燃焼室に温度計(一般的に電気式)が設置されていること。  
 灯油や都市ガスなどを燃料とする助燃バーナーが設置されていること。  
 煙突の高さや位置を、排出ガスによる周囲への影響を考慮したものとすること。

#### 維持管理基準

煙突の先端以外から燃焼ガスを排出しないこと。  
 煙突の先端から黒煙を出さないこと。  
 煙突から灰や未燃物を飛散させないこと。  
 燃焼ガスの温度をおおむね800 以上を保って焼却すること。  
 焼却炉の能力以上の廃棄物を一度に投入しないこと。

構造基準に適合しない小型焼却炉は使用できません

届出書様式は環境保全課のホームページに掲載しています

詳しくは環境保全課 ☎823-9471へ

## 「病院出前行政相談」

総務省高知行政評価事務所では、入院・通院患者の皆さんに気軽に行政相談を利用してもらえるように、国立病院機構高知病院で出前行政相談所を開設します。無料。秘密厳守。

なお、この相談所は、病院利用者以外の方も利用できます。

日時 / 2月21日(休) 9時～14時

場所 / 国立病院機構高知病院(朝倉西町1-2-25)

参加予定機関 / 国立病院機構高知病院、高知社会保険事務局、高知市、四国税理士会高知県支部連合会、高知行政評価事務所、行政相談委員  
 相談内容 / 年金、医療保険、社会福祉、医療費の控除など税に関する相談など

詳しくは高知行政評価事務所行政相談課 ☎824-4100へ

の提出をお願いしています。

遺族年金や障害年金などのほか、所得税や市県民税が非課税となる収入である方、平成19年中に収入がなかった方、国民健康保険に加入していない世帯主、税務署等への申告を行っていない方。

平成19年中に国保の申告のみ(税務署等への申告なし)であった方には、2月中旬に申告書を送付する予定です。この申告が行われないと、保険料の減額が適用できる方であっても減額できませんのでご注意ください。提出期限は3月31日(月)です。

【詳】保険医療課資格課係 ☎823 9360

## 排水設備指定工事店の指定・更新

平成20年度に新たに高知市排水設備工事指定店の指定を受けよとする方および指定登録有効期限が平成20年3月31日までのの方は受

付期間内に手続きをお願いしています。

受け付けは3月3日(月)～10日(月)8時半～17時半(土・日曜日を除く)。申請用紙の配布は2月1日(金)～22日(金)8時半～17時半(土・日曜日、祝日を除く)。いずれも下水道保全課(海老ノ丸22)で。

【詳】下水道保全課 ☎823 9472

## 国民健康保険特定健康診査等実施計画にご意見を寄せください

市では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、「高知市国民健康保険特定健康診査等実施計画(第一期計画)」を作成しました。市民の皆さんの意見や提言をお寄せください。計画案は高知市ホームページでご覧いただけるほか、保険医療課 健康づくり課、各ふれあいセンターで配布します。

提出方法は住所・氏名・連絡先を明記の上、

## 産業別最低賃金改正

高知県電子応用装置、電子部品・デバイス製造業最低賃金が改正されました。

高知県電子応用装置、電子部品・デバイス製造業最低賃金(平成19年12月30日改正発効) : 時間額 721円

高知県内の最低賃金は、このほかに、高知県最低賃金(時間額622円)、高知県一般貨物自動車運送業最低賃金、高知県道路貨物運送業最低賃金があります。

【詳】高知労働局賃金室 ☎885 6024

2月4日(月)～22日(金)に、文書または電子メールで、口頭および電話は不可。

【申請】 ☎780 8571 本町5 1 45 保険医療課管理係 ☎823 9358、ファクス ☎823 9371、電子メール ☎710400 @city.kochi.lg.jp